



宮 崎 県 公 報

令和6年9月24日（火曜日） 第 546 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

| | |
|-------------------------|---|
| 告 示 | 頁 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の取消し | 1 |
| ○道路の区域の変更 | 1 |
| ○道路の供用の開始（8件） | 1 |

公 告

| | |
|---------------------------------|---|
| ○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見 | 3 |
| ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見（4件） | 3 |
| ○落札者等の公告 | 4 |
| 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示 | |
| ○漁業法に基づく指示 | 4 |

告 示

宮崎県告示第 510号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第2項（第55条第2項において準用する同法第51条第2項）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関の指定を次のとおり取り消した。

令和6年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 取 消 年 月 日 |
|--------|------------------|-----------|
| 佐藤歯科医院 | 延岡市塩浜町1丁目15番地の38 | 令和6年7月30日 |

宮崎県告示第 511号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|------|-------|--------|---|------|-------------|----------|
| 237 | 県道 | 北方高千穂線 | 西臼杵郡日之影町大字七折字道下13767番1地先から同郡同町同大字同字13770番11地先 | 旧 | 7.3～13.0 | 40.0 |
| | | | | 新 | 5.4～10.8 | 40.0 |

| | | | | | |
|--|--|--|----|--|--|
| | | | まで | | |
|--|--|--|----|--|--|

宮崎県告示第 512号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|------|--|-----------|
| | 国道 | 327号 | 日向市東郷町山陰字又江野丙1495番1地先から同市同町山陰同字丙1346番3地先まで | 令和6年9月24日 |

宮崎県告示第 513号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|------|------------|-----------|
| | 国道 | 388号 | 東臼杵郡椎葉村大字大 | 令和6年9月24日 |

河内字尾崎
289番8地
先から同郡
同村同大字
同字 289番
124地先ま
で

宮崎県告示第 514号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|------|---|-----------|
| | 国道 | 446号 | 日向市東郷町坪谷字鎌柄2038番1地先から同市同町坪谷同字2037番1地先まで | 令和6年9月24日 |

宮崎県告示第 515号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|--------|---|-----------|
| 8 | 県道 | 竹田五ヶ瀬線 | 西臼杵郡高千穂町大字河内字尾曾多利3197番5地先から同郡同町同大字同字3223番地先まで | 令和6年9月24日 |

宮崎県告示第 516号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|-------|---|-----------|
| 39 | 県道 | 西都南郷線 | 東臼杵郡美郷町南郷神門字鷺ノ巣2613番1地先から同郡同町南郷神門同字2613番1地先まで | 令和6年9月24日 |

宮崎県告示第 517号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|--------|--------------------------------------|-----------|
| 225 | 県道 | 八重原延岡線 | 日向市東郷町山陰字山ノ口庚9番1地先から同市同町山陰同字庚9番1地先まで | 令和6年9月24日 |

宮崎県告示第 518号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|--------|-----------------|-----------|
| 237 | 県道 | 北方高千穂線 | 西臼杵郡日之影町大字七折字道下 | 令和6年9月24日 |

13767番1
地先から同
郡同町同大
字同字 137
70番11地先
まで

宮崎県告示第 519号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 6 年 9 月 24 日から同年 10 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|------------|--|-----------------|
| 237 | 県道 | 北方高 千穂線 | 西臼杵郡日 之影町大字 七折字道下 13767番1 地先から同 郡同町同大 字同字 137 70番14地先 まで | 令和 6 年 9 月 24 日 |

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ都城市年見町店
都城市年見町16号14番 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 5 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
令和 6 年 5 月 7 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和 6 年 9 月 24 日から令和 6 年 10 月 24 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ宮崎店
宮崎市神宮東 1 丁目 68 番 1 外 7 筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 6 年 5 月 17 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和 6 年 9 月 24 日から令和 6 年 10 月 24 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ宮崎花ヶ島
宮崎市花ヶ島町小物町 2656 番 外 19 筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 6 年 7 月 8 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和 6 年 9 月 24 日から令和 6 年 10 月 24 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー錦町店
宮崎市錦町38番地 外1筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称及び所在地
令和6年7月10日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年9月24日から令和6年10月24日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月24日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ串間店
串間市大字西方位西浜7233-9外13筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法附則第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
令和6年5月16日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和6年9月24日から令和6年10月24日まで

落札者等の公告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年9月24日
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
宮崎県県税クラウドシステム構築委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部税務課税務電算担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所

- 株式会社NTTデータ
東京都江東区豊洲3丁目3番3号
- 5 落札金額
1,334,696,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 総合評価一般競争入札の公告を行った日
令和6年5月20日
- 8 審査結果
評価点335.68点（満点520.00点）
- 9 入札参加者数
1者

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 145号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。
令和6年9月24日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田 照 豊

（届出）

- 1 宮崎県沖合水深 100～ 200mでアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業（以下「あまだい延縄漁業」という。）を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。
（遵守事項）
- 2 あまだい延縄漁業の届出を行う者は、宮崎県におけるあまだい類、かさご、さばふぐ類等に関する沿岸延縄漁業の資源管理協定のあまだい延縄漁業に参加しなければならない。
（漁獲量の上限）
- 3 あまだい延縄漁業で令和6年漁期（令和6年10月から令和7年9月まで）に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

| 漁期 | 地区毎の漁獲量の上限（属人漁獲量） | | | 県留保量 | 合計 |
|------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|--------|
| | 県北部 （延岡市～日向市管内の漁業協同組合） | 県中部 （都農町～宮崎市管内の漁業協同組合） | 県南部 （日南市～串間市管内の漁業協同組合） | | |
| 令和6年 | 0.3トン | 3.4トン | 12.2トン | 0.5トン | 16.4トン |

（漁獲成績報告書）

- 4 届出を行った者は、委員会が別に定める方法により、漁獲成績報告書を、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。
（採捕抑制の要請）
- 5 委員会は、3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若

しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。

- 6 あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない。

（指示の有効期間）

- 7 この指示の有効期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までとする。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|